平成２３年（フ）第４９５号
兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目27―20、住民票上の住所兵庫県尼崎市立花町１丁目14番13号　立花佐野102号
破産者　創作料理かよ野こと　金井香代乃（旧姓渕上）
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６３５号
兵庫県西宮市泉町１番108―712号
破産者　境　　朋子（旧姓山村）
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６３６号
兵庫県尼崎市田能１丁目14番14―417号、前住所兵庫県尼崎市御園１丁目２番47号
破産者　石橋　幸雄
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６６５号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目33番26―227号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘東１丁目２番１号ベルコート101号
破産者　山本　隆司
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３６７号
兵庫県姫路市安富町杤原350番地２
破産者　坂口養鶏場こと　坂口　正毅
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３９３号
奈良県大和郡山市美濃庄町138番地
破産者　東　　祥國
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４５１号
佐賀県佐賀市唐人１丁目５番40号
破産者　横田久美子
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９９号
佐賀県神埼市千代田町崎村931番地
破産者　植松　幹博
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７８号
佐賀県佐賀市鍋島町大字蛎久50番地
破産者　永瀬　保則
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝1665番地１
破産者　久野　賢修
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２１号
佐賀県三養基郡みやき町大字江口3589番地２
破産者　小林あやみ
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７号
熊本県宇土市築籠町127番地１
破産者　内田　　貞
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３２５号
熊本市南町７番１号、破産手続開始決定時の住所熊本県上益城郡益城町大字馬水793番地19
破産者　丸内　　薫
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４４８号
熊本市上通町５番40号
破産者　福島　聖子
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２１号
鹿児島県奄美市名瀬古田町20番18号
破産者　興　　慶子（旧姓常田）
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第５５号
鹿児島県奄美市名瀬大字大熊474番地１
破産者　岸　　磯野（旧姓亦場・永井）
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第６２号
北海道夕張郡由仁町中央69番地
破産者　小坂　　禮
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第３５０号
静岡県御殿場市茱萸沢1042番地の16
破産者　池田ミツエ
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４２２号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｃ10―506号
破産者　矢田　千明
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所